

電気設備等保守管理業務委託契約書（案）

沖縄県立八重山病院 院長 篠崎 裕子（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）とは、

沖縄県立八重山病院（石垣市真栄里584-1）の電気設備等保守管理業務について、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、次のとおり委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 この契約書は、甲の保有する設備の機能及び施設の衛生的環境を常に最良の状態に保持するとともに、安全かつ効率的に運用し、もって甲の事業活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

（委託管理業務の内容）

第2条 甲は、次の管理業務について乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 受電設備の保守管理に関する業務。
- (2) 電気設備の保守管理に関する業務。
- (3) ボイラーの運転に関すること。
- (4) 空気調和設備の保守管理に関する業務。
- (5) 給排水等衛生設備の保守管理に関する業務。
- (6) 建築物の維持管理及び修理に関すること。
- (7) 設備機械等、各種機器等の保守管理及び修理に関すること。
- (8) 駐車場及び建物の管理に関する業務。
- (9) 事務に関する業務。
- (10) その他甲が指示する業務。

（業務範囲）

第3条 甲が委託する管理業務の範囲は、別添「沖縄県立八重山病院電気設備等保守管理業務仕様書」（以下「管理業務仕様書」という。）によるものとする。

（委託期間）

第4条 この契約による委託期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（委託金額及び支払い）

第5条 委託料は総額 円（うち消費税 円）とする。

2 支払いは、月額 円（うち消費税 円）とする。

ただし、業務期間が1ヶ月に満たない場合は日割り計算とする。

3 乙は、当月分の委託料を翌月7日までに甲に請求し、甲は当該請求に係る委託業務の処理結果等を
検査確認した後、請求書を受理した月の末日までに委託料を乙に支払うものとする。

(契約保証金の免除)

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託業務の処理)

第7条 乙は、管理業務仕様書により、第1条に従い善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理する
ものとする。

(検査)

第8条 甲は、委託業者の処理状況について随時に検査し、若しくは、必要な報告を求め、又は委託の処
理に関して、乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託してはならない。

(機密の保持)

第10条 乙は、業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用しては
ならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

2 個人情報の取扱いについては、別に定める「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(責務)

第11条 乙は、乙の従業員の健康、身元、風紀、衛生及び労働法規上の人事並びに厚生面の一切の責任
負うものとする。

(賠償責任)

第12条 乙は、乙の委託業務の実施に起因し、次の各号の事項が生じたときは、責任をもってその費用
負担並びに一切の処理解決にあたり、甲に迷惑及び損害をかけない。ただし、甲の責に帰すべき事由
によって生じたときは、その費用は甲の負担とする。

- (1) 甲又は甲の職員あるいは第三者に損害を与えたとき。
- (2) 甲又は甲の職員あるいは第三者との間に紛議が生じたとき。
- (3) 乙の過失及び勤務怠慢により、甲の施設、機械等に損害を与えたとき。
- (4) 乙の従業員又はその関係者が死傷したとき。

(用水電力その他の供与)

第13条 甲は、乙の委託業務の実施に要する従業員控室、用水及び光熱等を乙に提供するものとする。

(備品、工具及び消耗品等の負担)

第14条 甲は、乙の委託業務の実施に要する必要な備品、計測機器、工具及び消耗品について負担するものとする。

(服 務)

第15条 乙は、甲と協議の上、指定した作業衣、靴及び名札を乙の負担において、その従業員に常時着用させるものとする。

(従事者名簿等の提出)

第16条 乙は、委託業務を遂行するため、その業務従事者の名簿及び履歴書を甲に提出するものとする。

2 乙は、従事者の異動又は履歴等に変更が生じた場合は、事前に甲の承認を受けるものとする。

3 甲が乙の従業員について業務上不適任と認める場合は、甲乙協議の上、乙はその是正を講ずるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲乙いずれかの一方が、本契約の期間中に契約を解除しようとするときは、3ヶ月前までに相手方に書面でもって通知するものとする。

2 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に違反したとき。

(2) 第7条関係の業務処理に関し、不相当であると認めたとき。

(3) 乙が本契約を履行しないと認めたとき。

3 前項各号の規定により、本契約を解除されたときは、乙は甲にその損害賠償を請求することはできない。

4 本契約の契約開始日が属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

5 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害については、その責務を負わない。

(費用の負担)

第18条 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(契約の履行)

第19条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(協議事項)

第20条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

沖縄県石垣市真栄里584番地1

甲 沖縄県立八重山病院

院長 篠崎 裕子

乙